

太田市太田行政センター本陣ホール利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市太田行政センター（以下「センター」という。）本陣ホール（以下「ホール」という。）の円滑な利用を図るため、太田市行政センター条例施行規則（平成17年太田市規則第33号）に定めるもののほか、ホールの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 ホールの利用時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第3条 ホールは、利用時間中、自由に利用できるものとする。ただし、太田市が主催する事業で利用する場合及びセンター所長が許可した団体が利用する場合は、その利用を制限することができる。

(迷惑行為の禁止)

第4条 センター所長は、他の利用者の迷惑となる次の行為を行ったときは、退室させることができる。

(1) ホール内での喫煙及びアルコール類の飲酒、又は酒気を帯びての入室

(2) ホール内において大声で騒ぎ、他の利用者に迷惑をかける行為

(3) ホール内において睡眠等の不快感を抱くような行為

(4) ホール内の備品などを故意に壊したり、傷付ける行為

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。